ロータリー財団未来の夢 試験段階

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

クラブの覚書（MOU）

この文書は、未来の夢試験段階に参加するクラブ用に、ロータリー財団が作成した正式な覚書（MOU）です。クラブと地区の間の同意書であるこの文書には、グローバル補助金活動の適切な実施およびグローバル補助金資金の適切な管理を行うためにクラブが取るべき対策が説明されています。この文書を承認することにより、クラブはすべての財団の要件を遵守することに同意することになります。

新地区補助金の資金を受領するクラブに対して、この覚書（MOU）の実施を義務づけるかどうかは、地区の裁量に任されます。

1. 参加資格条件
2. 参加資格に関するクラブ指導者の責務
3. 財務管理
4. 書類の保管
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

1. 参加資格条件

A. 参加資格条件がすべて満たされた時点から 1 年間、クラブは参加資格のあるクラブとして認められる。

B. 本同意書を交わしロータリー財団の補助金を受け取ることによって、クラブは誰が、あるいはどのグループが補助金資金を使用したかに関わらず、クラブ全体としてその使用に対して責任を負うものであることを、クラブは理解し確認する。

C. クラブは、ロータリー財団章典の第 7.030.項に基づき、いかなる利害の対立の可能性も開示しなければならない。また、「補助金参加者の利害の対立に関する方針（Conflict of Interest Policy for Grant Participants）」に従わなければならない。

D. クラブは、地区およびロータリー財団によるすべての監査に協力しなければならない。

2. 参加資格に関するクラブ指導者の責務

A. すべての財団補助金に対して、資金管理の対策と適切な補助金管理が実施されるよう確認し、クラブの参加資格を管理するクラブ会員 1 名を任命しなければならない。

B. クラブは、情報と関係書類が確実に保管されるよう、補助金の記録文書の引継ぎ計画を立てなければならない。

C. クラブ会長エレクト、またはクラブが任命した代表者は、補助金管理と参加資格に関する地区主催の研修会に出席しなければならない。

3. 財務管理

A. クラブは、該当する法律に従って、ロータリー財団のグローバル補助金専用の銀行口座を維持しなければならない。

   1. この口座は、低金利、または無金利の口座とすべきであり、金利が生じた場合には、これを文書に記録した上で、認められている承認済みの補助金活動に使用するか、さもなければロータリー財団か地区に返金しなければならない。
   2. 補助金資金は、投資信託、定期預金、債券、株など（ただしこれに限らない）の投資用の口座に入金してはならない。
   3. 小切手および資金の引き出しには、2 名のロータリアンの署名を必要とする。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

B. クラブは、以下の対策を含む財務管理計画を立てなければならない。
   1. すべての領収書と支払いの完全な記録、また、米貨 75ドル以上（または該当する法律により義務づけられている額）のすべての経費支払い領収書が保管されていることを確認し、標準的な会計基準に則って会計を維持すること。
   2. 補助金の申請書で承認されたとおりに、補助金資金を直接、ロータリアン、業者、受益者に配分すること。すぐに使用されない補助金資金は、補助金での活動に直接支払われる場合や地区とロータリー財団へ返金する場合を除き、ほかに資金を流用することなく、プロジェクト専用口座に保管すること。
   3. 収入と支出の明細書を別々に維持し、（該当する場合には）利子収入と回収分も記入すること。
   4. プロジェクトごとに資金を別個に扱う総勘定元帳を維持すること。
   5. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産を管理する目録管理システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付けること。
   6. 毎月、明細の照合と銀行残高調整を行うこと。
   7. 役員が交代する場合に備え、銀行口座の管理引継ぎに関する計画を立てておくこと。
   8. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を遵守したものであることを確認すること。

4. 書類の保管

A. クラブは、書類の原本を少なくとも 5 年間（該当する法律によってはそれ以上の期間）保管するために、書類保管のシステムを整えるか、あるいはクラブの記録保管所を設けなければならない。この書類には以下が含まれる（ただし、これに限定されない）。
   1. 参加資格認定に関連する書類
   2. クラブの覚書（MOU）に定められている方針と手続きに関するすべての記録および文書
   3. 補助金に関連する書類。これには、全補助金に関する書類の原本、提案書および申請書の写し、補助金同意書の写し、ロータリー財団と地区に提出した報告書の写し、補助金資金で購入した品すべての領収書および請求書、通信の記録（文書と E メールを含む）が含まれる。

B. 書類は、クラブ会員が閲覧できる決められた場所に保存し、要請や監査に応じてロータリー財団または地区に提出しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、「新地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」にあるとおり、補助金資金の使用に関する報告を行わなければならない。

6. 補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

補助金関連の活動で資金乱用や不正行為が疑われる場合、クラブはそれを地区に報告しなければならない。

7. 承認と同意

_____ロータリー・クラブの補助金活動の実施責任者として、私たちは、当クラブがこの「覚書（MOU）」に記載された要件を遵守することを証し、また、これらの要件に関してクラブの方針や手続きに変更または修正が加えられた場合は国際ロータリー**第　　地区**にその旨通知します。

クラブ会長	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	